

報道関係者 各位

平成 27 年 8 月 27 日

【照会先】

大臣官房地方課企画室

室 長 大塚 弘満

室長補佐 井上 健

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7738)

(直通電話) 03(3502)6679

平成26年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表します

～ 通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに増加 ～

厚生労働省は、このたび、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめましたので、公表します。

これは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて年度ごとに公表するもので、今回は平成26年度分の取りまとめです。

【取りまとめ結果のポイント】

- 1 通報・届出のあった事業所は、985事業所で前年度より27.1%増加。通報・届出の対象となった障害者も、1,276人で前年度より27.9%増加。(3-(1)、(2)参照)
- 2 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、299事業所^{※1}で前年度より18.2%増加。(4-(1)参照)
- 3 虐待が認められた障害者は483人で前年度より22.9%増加。(4-(2)参照)
障害種別は、身体障害67人、知的障害362人、精神障害52人、発達障害11人^{※2}。
- 4 虐待を行った使用者は311人。使用者の内訳は、事業主258人、所属の上司43人、所属以外の上司1人、その他9人。(4-(4)参照)
- 5 使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は492件^{※3}。
(4-(5)参照)

[内訳]

- | | |
|---|--------------|
| ① 労働基準関係法令に基づく指導等
(うち最低賃金法関係380件(77.2%)) | 429件 (87.2%) |
| ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 | 49件 (10.0%) |
| ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 | 8件 (1.6%) |
| ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 | 6件 (1.2%) |

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 措置の件数は、1つの事業所で虐待を受けた障害者に対してとった措置が複数あるものは複数計上している。

【参 考】平成26年度に都道府県からの報告があった事案への対応などについて (P16)

【別添資料】使用者による障害者虐待の事例 (平成26年度) (P17～20)

取りまとめの概要

「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）第 28 条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を取りまとめたものです。

1 取りまとめ期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

なお、平成 26 年 3 月 31 日までに調査が終了しなかった平成 24 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日分も含みます。

2 取りまとめ方法

都道府県からの報告：

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第 24 条に基づき、都道府県から労働局に報告があったもの。

労働局などへの相談：労働局、労働基準監督署または公共職業安定所への相談。

その他労働局などの発見：

上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

3 その他（人数・事業所数・件数などの数え方について）

- ・ ひとりの被虐待者に複数の障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）がある場合や、複数の虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置等による虐待、経済的虐待）を受けている場合があります。これらの場合は虐待を受けた障害者の人数の合計と、「虐待種別」や「障害種別」の「人数」の合計が合わないことがあります。
- ・ 平成 26 年度に通報・届出のあった 985 事業所のうち、平成 27 年 3 月末時点で 177 事業所に対して調査中であったため、今回の資料に記載した数値が今後、変更することがあります。
- ・ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別を特定することが困難な場合があります、この場合は障害者の人数のみを計上しているため、「障害種別」の合計が「人数」と合わないことがあります。
- ・ 労働局が虐待に対してとった措置の件数は、虐待を受けていた障害者 1 名ごとに計上しています。1 名に対して複数の措置を実施した場合には、複数計上しています。

1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を助けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神的障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

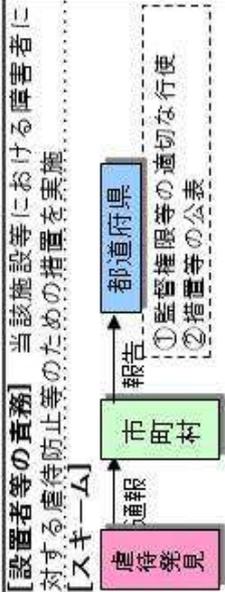
虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

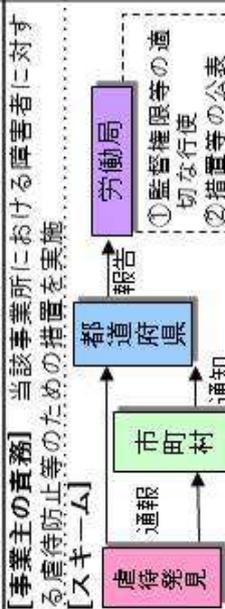
養護者による障害者虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「市町村障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

2 使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応について

(1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

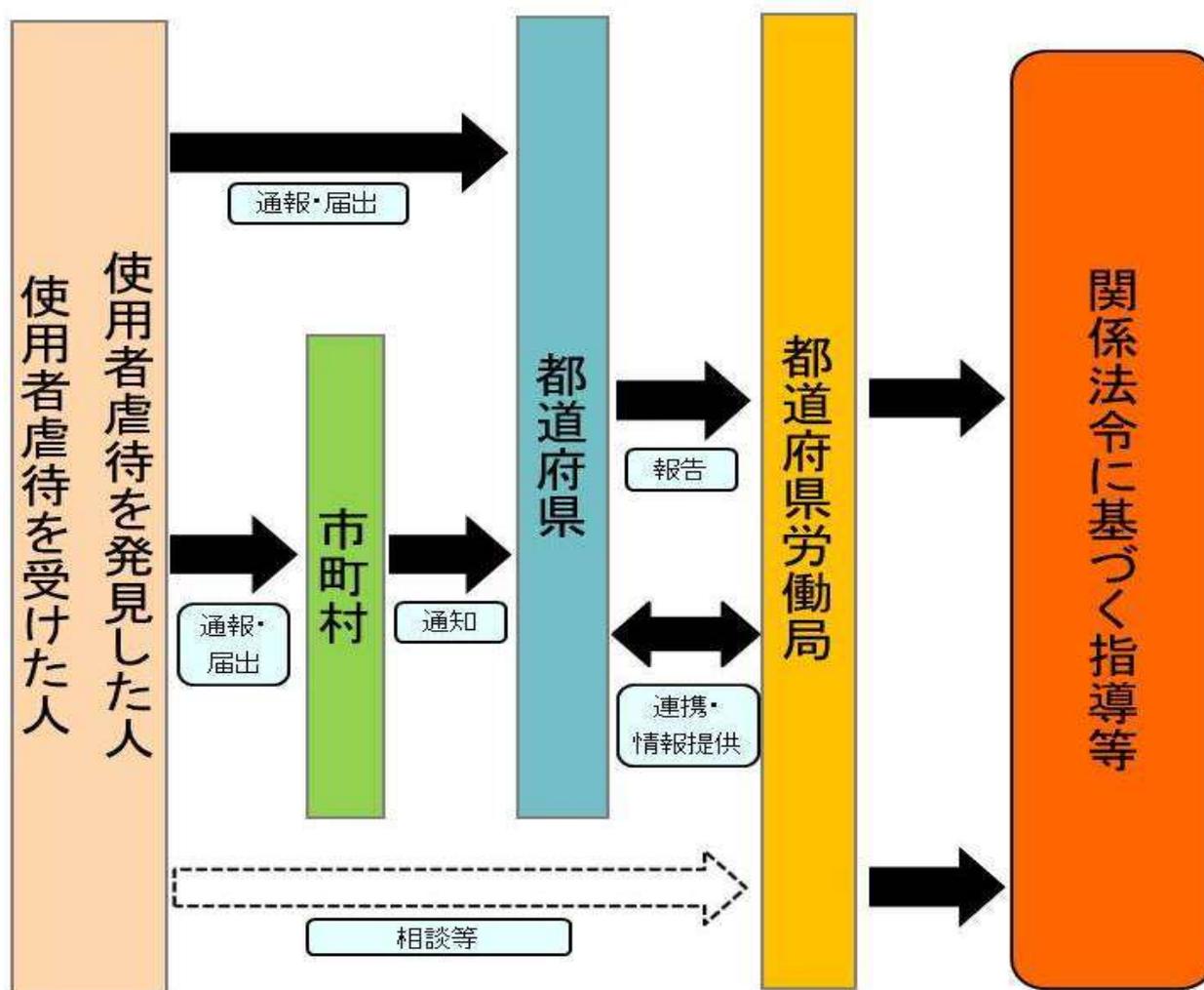
都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。

市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。

報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

(2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。



3 平成26年度における使用者による障害者虐待の通報・届出について

(1) 労働局に通報・届出の寄せられた事業所が増加

労働局に寄せられた使用者による障害者^{※1}虐待の通報・届出の事業所は、前年度775事業所に対して210事業所増加し、全体で985事業所(前年度比27.1%増)。

把握の端緒では、「労働局等への相談」が663事業所(67.3%)と最も多く、「その他労働局等の発見」の202事業所(20.5%)と合わせて865件(87.8%)と労働局が独自に把握した事案が大部分を占める。

把握の端緒	平成26年度	平成25年度
都道府県からの報告(※2)	120事業所 (+2.6%) <12.2%>	117事業所<15.1%>
労働局等への相談(※3)	663事業所 (+31.5%) <67.3%>	504事業所<65.0%>
その他労働局等の発見(※4)	202事業所 (+31.2%) <20.5%>	154事業所<19.9%>
合計	985事業所 (+27.1%) <100%>	775事業所 <100%>

()内は対前年度比

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

- ※1 障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む。)その他心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。(障害者基本法第2条第1号から引用)
- ※2 「都道府県からの報告」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第24条に基づき都道府県から労働局に報告があったもの。(P4参照)
- ※3 「労働局等への相談」とは、直接、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所(以下「労働局等」という)に被虐待者、家族、同僚などから、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。
- ※4 「その他労働局等の発見」とは、上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問などにおいて、使用者による障害者虐待に該当するおそれのある事例を把握したもの。

(2) 通報・届出の対象となった障害者も増加

通報・届出の対象となった障害者は、前年度の998人に対して278人増加し、全体で1,276人(前年度比27.9%増)。

虐待の内容別に見ると、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待に関する通報・届出の対象となった障害者については前年度よりも増加した。

最も多かったのは前年度同様、経済的虐待に関する通報・届出の対象となった障害者で、前年度の619人に対して192人増加して、811人(同31.0%増)であり、全体の52.7%を占める。

通報・届出対象の障害者		平成26年度	平成25年度
		1,276人 (+27.9%)	998人
虐待種別	身体的虐待(※1)	176人 (+29.4%) <11.4%>	136人 <11.1%>
	性的虐待(※2)	24人 (-11.1%) <1.6%>	27人 <2.2%>
	心理的虐待(※3)	458人 (+24.1%) <29.7%>	369人 <30.2%>
	放置等による虐待(※4)	71人 (±0.0%) <4.6%>	71人 <5.8%>
	経済的虐待(※5)	811人 (+31.0%) <52.7%>	619人 <50.7%>
	延べ合計	1,540人 <100%>	1,222人 <100%>

() 内は対前年度比

■ 通報・届出の対象となった障害者の虐待種別については、重複しているものがある。

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

※1 「身体的虐待」とは、障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

※2 「性的虐待」とは、障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

※3 「心理的虐待」とは、障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※4 「放置等による虐待」(以下「放置等」という)とは、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為(上記3つの虐待行為)と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

※5 「経済的虐待」とは、障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(以上、各虐待の定義については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第8項第1号から5号まで引用)

(3) 知的障害者への経済的虐待に関する通報・届出が最多

知的障害者への経済的虐待に関する通報・届出が492人と最多。また、虐待種別を問わず、知的障害者に関する通報・届出が最も多くなっている。発達障害とその他を除いた障害者については、経済的虐待に関する通報・届出が最も多く、続いて、心理的虐待に関する通報・届出が多くなっている。

虐待種別	人数	障害種別				
	延べ合計1,540(100%)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	176(11.4%)	40	102	24	12	0
性的虐待	24(1.6%)	4	9	5	1	0
心理的虐待	458(29.7%)	147	166	135	26	1
放置等	71(4.6%)	18	30	26	4	0
経済的虐待	811(52.7%)	149	492	159	14	0

(単位：人)

■ 投書による通報や匿名での通報など、通報対象となった障害者の障害種別が特定困難なものは、障害者の人数のみを計上しているため、「障害種別」の合計が「人数」と合わないことがある。

■ 通報・届出の対象となった障害者の虐待種別や障害種別については、重複しているものがある。

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

4 平成26年度における使用者による障害者虐待が認められた事案について

(1) 虐待が認められた事業所が増加

平成26年度に通報・届出のあった985事業所*のうち、労働関係法令に基づき調査などを行い、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、前年度253事業所に対して46事業所増加し、全体で299事業所（前年度比18.2%増）。

把握の端緒の中では、「その他労働局等の発見」が154件（51.5%）と最も多く、「労働局等への相談」113事業所（37.8%）と合わせて267件（89.3%）となり、労働局が独自に把握した事案が大部分を占める。

把握の端緒	平成26年度	平成25年度
都道府県からの報告	32事業所 (+3.2%) <10.7%>	31事業所<12.3%>
労働局等への相談	113事業所 (+13.0%) <37.8%>	100事業所<39.5%>
その他労働局等の発見	154事業所 (+26.2%) <51.5%>	122事業所<48.2%>
合計	299事業所 (+18.2%) <100%>	253事業所 <100%>

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。（ ）内は対前年度比

※ 平成26年度に通報・届出のあった985事業所のうち、平成27年3月末時点で177事業所に対して調査中であり、今後、上記の数値が変更することがあります。

(2) 虐待が認められた障害者も増加

使用者から何らかの虐待を受けていると認められた障害者（被虐待者）は、前年度393人に対して90人増加し、483人*（前年度比22.9%増）。※ 重複なしの実数

障害種別では知的障害者が362人と最も多く、虐待種別では経済的虐待を受けた障害者が419人と最も多く、全体の83.6%を占める。

障害種別	平成26年度	平成25年度
	483人 (+22.9%)	393人
身体障害	67人 (+17.5%) <13.6%>	57人<13.9%>
知的障害	362人 (+24.0%) <73.6%>	292人<71.4%>
精神障害	52人 (-7.1%) <10.6%>	56人<13.7%>
発達障害	11人 (+175.0%) <2.2%>	4人 <0.1%>
延べ合計	492人<100%>	409人 <100%>

■ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。（ ）内は対前年度比

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

虐待種別	平成26年度	平成25年度
	483人 (+22.9%)	393人
身体的虐待	23人 (-14.8%) <4.6%>	27人 <6.3%>
性的虐待	8人 (+14.3%) <1.6%>	7人 <1.6%>
心理的虐待	39人 (-17.0%) <7.8%>	47人<10.9%>
放置等による虐待	12人(+140.0%) <2.4%>	5人 <1.2%>
経済的虐待	419人 (+21.4%) <83.6%>	345人<80.0%>
延べ合計	501人<100%>	431人 <100%>

■ 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。（ ）内は対前年度比

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(3) 知的障害者に対する経済的虐待が最多

障害種別を問わず、経済的虐待が認められた障害者が最も多い。

経済的虐待を受けた障害者の中でも、知的障害者が324人であり、他の障害種別の障害者と比べて最も多い。

虐待種別	人数	障害種別			
	延べ合計501(100%)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	23 (4.6%)	3	15	0	3
性的虐待	8 (1.6%)	1	4	3	0
心理的虐待	39 (7.8%)	17	20	4	3
放置等	12 (2.4%)	4	7	1	2
経済的虐待	419(83.6%)	48	324	45	6

(単位：人)

- 被虐待者の虐待種別や障害種別については、重複しているものがある。
- 調査を行っても、障害者の障害種別が特定困難であったものは障害者の人数のみを計上している。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(4) 事業主による虐待が最多

障害者虐待を行った使用者*は前年度260人に対し、51人増加し、全体で311人（前年度比19.6%増）。

経済的虐待が前年度よりも多く認められたこともあり、事業主が前年度215人に対して43人増加し、258人と最も多く（同20.0%増）、全体の83.0%を占める。

虐待を行った使用者の内訳	平成26年度	平成25年度
事業主	258人 (+20.0%) <83.0%>	215人 <82.7%>
所属の上司	43人 (+48.3%) <13.8%>	29人 <11.2%>
所属以外の上司	1人 (-50.0%) <0.3%>	2人 <0.8%>
その他	9人 (-35.7%) <2.9%>	14人 <5.4%>
合計	311人 (+19.6%) <100%>	260人 <100%>

() 内は対前年度比

- ※ 「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のこと。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項から引用。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(5) 虐待に対して、労働局が492件の措置

使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局等が所管する法令に基づいてとった措置は、前年度の389件に対して103件増加し、492件（前年度比26.5%増）。

経済的虐待が前年度と比べて増加したことから、労働基準関係法令に基づく指導等が前年度341件に対して88件増加し、429件（同25.8%増）であり最も多く、労働局がとった措置全体の87.2%を占める。

労働基準関係法令に基づく指導等のうち、最低賃金法違反に関する指導等は前年度の308件に対して72件増加し、380件（同23.4%増）であり、労働局がとった措置全体の77.2%を占める。

労働局がとった措置の内訳	平成26年度	平成25年度
労働基準関係法令に基づく指導等	429件 (+25.8%) <87.2%>	341件 <87.7%>
（うち、最低賃金法関係）	380件 (+23.4%) <77.2%>	308件 <79.2%>
障害者雇用促進法に基づく助言・指導等	49件 (+32.4%) <10.0%>	37件 <9.5%>
男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等	8件 (+300.0%) <1.6%>	2件 <0.5%>
個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等	6件 (-33.3%) <1.2%>	9件 <2.3%>
合計	492件 (+26.5%) <100%>	389件 <100%>

（ ）内は対前年度比

- 措置した件数は虐待を受けていた障害者1名ごとに計上している。1名に対して複数の措置を実施した場合には、複数計上している。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

5 平成26年度における使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種、規模などについて

(1) 製造業での虐待が最多

製造業が116件(38.8%)と最も多く、続いて、医療、福祉業が45件(15.1%)、卸売業、小売業が32件(10.7%)と多くなっている。

業種	事業所
農業、林業	11 (3.7%)
漁業	2 (0.7%)
建設業	14 (4.7%)
製造業	116 (38.8%)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0.3%)
運輸業、郵便業	6 (2.0%)
卸売業、小売業	32 (10.7%)
不動産業、物品賃貸業	2 (0.7%)
学術研究、専門・技術サービス	1 (0.3%)
宿泊業、飲食サービス業	14 (4.7%)
生活関連サービス業、娯楽業	27 (9.0%)
教育、学習支援業	4 (1.3%)
医療、福祉業	45 (15.1%)
複合サービス業	3 (1.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	21 (7.0%)
合計	299 事業所 (100%)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(2) 小規模事業所での経済的虐待が多い

①虐待を行った事業所の分布

虐待を行った事業所は、5～29人規模で151事業所（50.5%）と最も多く、続いて、30～49人規模で50事業所（16.7%）、5人未満の規模で44事業所（14.7%）と多くなっており、50人未満の規模で245事業所と全体の81.9%*を占めている。

300人未満の規模の事業所においては、経済的虐待が他の虐待よりも多く見られ、中でも、5～29人の規模においては129事業所で経済的虐待が認められた。

規模	事業所数	虐待種別(虐待を行った事業所数)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	44 (14.7%)	2	1	1	1	40
5～29人	151 (50.5%)	5	2	16	4	129
30～49人	50 (16.7%)	7	2	4	2	38
50～99人	23 (7.7%)	3	2	2	1	17
100～299人	24 (8.0%)	3	0	5	3	17
300～499人	2 (0.7%)	1	0	1	0	1
500～999人	1 (0.3%)	0	0	0	0	1
1,000人以上	4 (1.3%)	0	0	4	0	0
合計	299 (100%)	21	7	33	11	243

(単位：事業所)

- 事業所ごとの虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- ※ 小数点第2位を四捨五入している。

②事業所規模ごとの被虐待者数

5～29人規模の事業所に被虐待者が218人（45.1%）と最も多く、続いて、30～49人の規模の事業所に被虐待者が116人（24.0%）と多くなっており、50人未満の規模の事業所に385人（79.7%*）と多くの被虐待者が見られる。

300人未満の規模の事業所では経済的虐待を受けた障害者が最も多くなっており、中でも、5～29人規模の事業所では、194人の障害者が経済的虐待を受けていた。

規模	被虐待者数	虐待種別(被虐待者数)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	51(10.6%)	2	1	1	1	47
5～29人	218(45.1%)	5	2	18	4	194
30～49人	116(24.0%)	8	3	6	3	100
50～99人	52(10.8%)	3	2	2	1	46
100～299人	37 (7.7%)	4	0	5	3	30
300～499人	2 (0.4%)	1	0	1	0	1
500～999人	1 (0.2%)	0	0	0	0	1
1,000人以上	6 (1.2%)	0	0	6	0	0
合計	483 (100%)	23	8	39	12	419

(単位：人)

- 障害者が受けた虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- ※ 小数点第2位を四捨五入している。

(3) パート等で就労する知的障害者への経済的虐待が最多

被虐待者の就労形態ではパート等が201人（41.6%）と最も多く、続いて正社員が168人（34.8%）と多くなっており、合わせて369人と全体の76.4%※を占める。

虐待の種別では、パート等、正社員ともに経済的虐待を受けた障害者が最も多く、パート等では176人、正社員では148人となっている。

また、正社員、パート等で就労する障害者の障害種別では、知的障害が最も多い。

虐待種別	虐待を受けた障害者数：483人（100%）					合計
	正社員	パート等	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明	
	168(34.8%)	201(41.6%)	1(0.2%)	30(6.2%)	83(17.2%)	
身体的虐待	7	6	0	2	8	23
性的虐待	2	3	0	0	3	8
心理的虐待	13	17	0	0	9	39
放置等	5	4	0	2	1	12
経済的虐待	148	176	1	26	68	419

(単位：人)

- 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- ※ 小数点第2位を四捨五入している。

障害種別	虐待を受けた障害者数：483人（100%）					合計
	正社員	パート等	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明	
	168(34.8%)	201(41.6%)	1(0.2%)	30(6.2%)	83(17.2%)	
身体障害	29	23	0	4	11	67
知的障害	120	154	0	22	66	362
精神障害	20	22	1	5	4	52
発達障害	4	6	0	1	0	11

(単位：人)

- 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。
- 調査を行っても、障害者の障害種別が特定困難であったものは障害者の人数のみを計上している。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- ※ 小数点第2位を四捨五入している。

6 平成26年3月末日時点で調査中となっていた事業所への対応状況

(1) 平成25年度末の調査中事案は123事業所、うち65事業所で虐待を認定

平成26年3月末日時点で調査中となっていた123事業所(平成25年度に通報・届出のあった事案120事業所、平成24年度に通報・届出のあった事案3事業所)のうち、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、65事業所。

65事業所の把握の端緒の内訳は、都道府県からの報告が10事業所(15.4%)、労働局等への相談が27事業所(41.5%)、その他労働局等の発見が28事業所(43.1%)。

(2) 使用者から何らかの虐待を受けていた障害者(被虐待者)は106人

被虐待者106人の障害種別の内訳は、身体障害14人(13.1%*)、知的障害76人(71.0%*)、精神障害13人(12.1%*)、発達障害4人(3.7%*)。

■ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

※ 延べ人数107人に対する割合。四捨五入の端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(3) 知的障害者への経済的虐待が最多

経済的虐待を受けた被虐待者が障害種別問わず最も多く、その中でも、知的障害者が66人と最も多い。

虐待種別	人数	障害種別			
	延べ合計112(100%)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	9 (8.0%)	0	9	0	0
性的虐待	1 (0.9%)	0	1	0	0
心理的虐待	7 (6.3%)	1	3	2	1
放置等	6 (5.4%)	0	3	3	0
経済的虐待	89 (79.5%)	13	66	11	3

■ 被虐待者の虐待種別や障害種別については、重複しているものがある。

(単位：人)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(4) 虐待を行っていた使用者は全体で70人

障害者虐待を行った使用者70人の内訳は、事業主が62人(88.6%)、所属の上司が8人(11.4%)。

(5) 虐待に対して、労働局が112件の措置

労働局の措置112件のうち、労働基準関係法令に基づく指導等が95件(84.8%)を占める。

労働局がとった措置の内訳	件数
労働基準関係法令に基づく指導等	95件 (84.8%)
(うち、最低賃金法関係)	81件 (72.3%)
障害者雇用促進法に基づく助言・指導等	14件 (12.5%)
男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等	3件 (2.7%)
合計	112件 (100%)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(6) 製造業での虐待が最多

使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種は製造業が27件(41.5%)と最も多く、続いて卸売業、小売業及び医療、福祉業が7件(10.8%)と多くなっている。

業種	事業所
農業・林業	1 (1.5%)
建設業	2 (3.1%)
製造業	27 (41.5%)
卸売業、小売業	7 (10.8%)
金融・保険業	1 (1.5%)
不動産業、物品賃貸業	1 (1.5%)
宿泊業、飲食サービス業	6 (9.2%)
生活関連サービス業、娯楽業	5 (7.7%)
教育、学習支援業	1 (1.5%)
医療、福祉業	7 (10.8%)
複合サービス事業	1 (1.5%)
サービス業(他に分類されないもの)	6 (9.2%)
合計	65 事業所 (100%)

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

(7) 小規模事業所での経済的虐待が多い

①虐待を行った事業所の分布

5～29人規模の事業所が38事業所(58.5%)と最も多く、続いて、5人未満の規模の事業所が14事業所(21.5%)、30～49人規模の事業所が9事業所(13.8%)と多くなっており、50人未満の規模で61事業所と全体の93.8%※と大部分を占めている。

規模	事業所数	虐待種別				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	14 (21.5%)	0	0	1	1	13
5～29人	38 (58.5%)	2	0	2	2	36
30～49人	9 (13.8%)	1	1	0	1	6
50～99人	1 (1.5%)	0	0	1	0	0
100～299人	1 (1.5%)	1	0	1	0	0
300～499人	1 (1.5%)	0	0	0	0	1
500～999人	0 (0%)	0	0	0	0	0
1,000人以上	1 (1.5%)	1	0	1	0	0
合計	65 (100%)	5	1	6	4	56

(単位：事業所)

■ 事業所ごとの虐待種別については、重複しているものがある。

■ 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

※ 小数点第2位を四捨五入している。

②事業所規模ごとの被虐待者数

5～29人規模の事業所に被虐待者が70人（66.0%）と最も多く、続いて、5人未満の事業所に被虐待者が16人（15.1%）、30～49人規模の事業所に被虐待者が12人（11.3%）と多くなっており、50人未満の規模の事業所に98人（92.5%*）と被虐待者の大部分が見られる。

規模	被虐待者数	虐待種別				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待
5人未満	16（15.1%）	0	0	1	1	15
5～29人	70（66.0%）	3	0	2	4	64
30～49人	12（11.3%）	1	1	0	1	9
50～99人	1（0.9%）	0	0	1	0	0
100～299人	1（0.9%）	1	0	1	0	0
300～499人	1（0.9%）	0	0	0	0	1
500～999人	0（0.0%）	0	0	0	0	0
1,000人以上	5（4.7%）	4	0	2	0	0
合計	106（100%）	9	1	7	6	89

（単位：人）

- 被虐待者が受けた虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。
- ※ 小数点第2位を四捨五入している。

（8）平成24年度に通報・届出のあった事案のうち、虐待が認められた事業所に対する24年度から26年度の対応結果

平成24年度に通報・届出のあった事案については、平成26年度中に全件の対応が完了し、最終的に147事業所に対して、使用者による障害者虐待が認められた。

	事業所数	内訳			対応結果			
		都道府県からの報告	労働局等への相談	労働局等の発見	被虐待者	使用者	措置件数	年度末時点調査中事案
24年度中	133事業所	21事業所	37事業所	75事業所	194人	136人	183件	62件
25年度中	12事業所	5事業所	6事業所	1事業所	12人	12人	14件	3件
26年度中	2事業所	0事業所	1事業所	1事業所	2人	2人	2件	0件
合計	147事業所	26事業所	44事業所	77事業所	208人	150人	199件	0件

(9) 平成25年度に通報・届出のあった事案のうち、虐待が認められた事業所に対する25年度と26年度の対応結果

平成26年度末時点において、316事業所で虐待が認められており、平成27年度に引き続き調査を実施している事案が2事業所ある。

	事業所数	内訳			対応結果			
		都道府県からの報告	労働局等への相談	労働局等の発見	被虐待者	使用者	措置件数	年度末時点調査中事案
25年度中	253事業所	31事業所	100事業所	122事業所	393人	260人	389件	120件
26年度中	63事業所	10事業所	26事業所	27事業所	104人	68人	110件	2件
合計	316事業所	41事業所	126事業所	149事業所	497人	328人	499件	2件

【参考】平成26年度に都道府県からの報告があった事案への対応などについて

都道府県から報告があった事案 120事業所

(内訳)

- 1 使用者による障害者虐待と認められた事案 : 32事業所
【講じた措置】
 - ① 労働基準関係法令に基づく指導等 6件
 - ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 25件
 - ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 5件

※1つの事業所に対し、複数の措置を講じた場合には、複数計上している。
- 2 使用者による障害者虐待と認められなかったものの、労働関係法令に基づき指導等した事案 : 14事業所
【講じた措置】
 - ① 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 13件
 - ② 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 3件

※1つの事業所に対し、複数の措置を講じた場合には、複数計上している。
- 3 使用者による障害者虐待と認められず、かつ、労働関係法令に照らして問題がなかったことから指導等は行わなかった事案 : 47事業所
- 4 平成27年3月末現在で調査中の事案 : 27事業所

使用者による障害者虐待の事例（平成26年度）

身体的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別：知的障害 ・就労形態：正社員 ・事業所の規模：50～99 人 ・業種：製造業 <p>職場の同僚からの通報。 所属の上司が障害者を殴り、顎を骨折させ約2か月間休業させた。</p>
労働局の対応	<p>労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当として、訪問調査を実施した。 事業所の担当者から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。 虐待理由は、仕事の進め方をめぐってトラブルがあったこと。 労働局は、身体的虐待を認め、公共職業安定所は再発防止について指導を行った。警察へも情報提供を行った。 処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供した。</p>

身体的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別：知的障害 ・就労形態：パート等 ・事業所規模：30～49 人 ・業種：生活関連サービス業、娯楽業 <p>障害者の家族からの通報。 所属の上司がタオルで障害者の顔面を殴打し、右目を打撲した。 けがの程度は全治9日間。通報者は警察にも相談済み。</p>
労働局の対応	<p>労働局は職業安定部（公共職業安定所）を担当とし、訪問調査を実施した。 この上司から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。 虐待理由は、作業ミスを指摘しても返事をしなかったことに、腹が立ったこと。 労働局は身体的虐待を認め、公共職業安定所は、適切な障害者雇用管理の継続的实施について指導した。 処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供を行った。</p>

性的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別：精神障害 ・就労形態：パート等 ・事業所の規模：50～99 人 ・業種：卸売業、小売業 <p>都道府県から報告のあった事案。 所属の上司に臀部(でんぶ)を触られたり、性的な発言をされたりした。</p>
労働局の対応	<p>労働局は雇用均等室を担当として、訪問調査を実施した。 事業所の担当者から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。 また、事業所におけるセクシュアルハラスメントへの対策も不十分であった。 労働局は性的虐待を認め、雇用均等室は再発防止のために、セクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針や相談窓口などを、全労働者に改めて周知することなどについて指導した。 処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供を行った。</p>

心理的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別：知的障害 ・就労形態：パート等 ・事業所の規模：5～29 人 ・業種：生活関連サービス業、娯楽業 <p>職場の同僚からの通報。 障害者が所属の上司から、「くさい」、「汚い」、「殺すぞ」などと怒鳴られた。</p>
労働局の対応	<p>労働局は担当を職業安定部(公共職業安定所)として、訪問調査を実施した。 事業所の担当者から事情聴取したところ、通報内容のような暴言までは言及しなかったものの、障害者への指示や指導の際に、この上司の言葉遣いが荒々しくなっていたことを認めた。 労働局は心理的虐待を認め、公共職業安定所は障害者に対する言葉遣いや雇用管理について、障害特性を踏まえて配慮するよう指導した。 処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供を行った。</p>

心理的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別: 身体障害、精神障害 ・就労形態: 正社員 ・事業所の規模: 100～299 人 ・業種: 教育、学習支援業 <p>市町村が都道府県を經由して労働局に報告した事案。</p> <p>所属の上司から、身体に障害があるにもかかわらず、「障害を言い訳にサボっている」、脳機能に障害があるにもかかわらず、「正社員のくせにいつまで経っても仕事を覚えられない」などと、障害特性を無視した暴言を言われた。</p>
労働局の対応	<p>既に市町村が調査を行っていたが、労働局においても、法に基づく指導などを実施する必要があると判断したことから、職業安定部(公共職業安定所)を担当とし、訪問調査を実施した。</p> <p>事業所の担当者から事情聴取したところ、通報内容を事実として認めた。</p> <p>虐待理由は、障害についての知識がなく、また、確認もしなかったため、虐待を受けた障害者の障害特性がどのようなものかわからず、配慮を欠いていたこと。</p> <p>労働局は心理的虐待を認め、公共職業安定所は障害者虐待防止のための研修の実施や、障害者の支援体制の整備について指導した。</p> <p>処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供した。</p>

身体的虐待と心理的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別: 知的障害 ・就労形態: 正社員 ・事業所の規模: 100～299 人 ・業種: 卸売業、小売業 <p>市町村が都道府県を經由して労働局に報告した事案。</p> <p>障害者が、所属の上司から通路で後ろから押されるといった身体的接触を受けたり、「馬鹿」「脳みそが入っていないんじゃないか」などの暴言を言われたりした。</p>
労働局の対応	<p>市町村が事業所への訪問調査を実施し、暴行や暴言の事実を確認した。</p> <p>労働局は、職業安定部(公共職業安定所)を担当とし、市町村の要請を受けて、社内での障害者虐待防止のための周知や研修に努めること、障害者が相談しやすい体制を確立することについて指導した。</p> <p>処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供した。</p>

放置等による虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別: 知的障害 ・就労形態: 正社員 ・事業所の規模: 30～49 人 ・業種: 製造業 <p>都道府県から報告があった事案。 同僚から「ぶっ殺す」と言われるが、事業主に相談しても対応が見られなかった。</p>
労働局の対応	<p>労働局は職業安定部(公共職業安定所)を担当として、訪問調査を実施した。 事業主から事情聴取したところ、障害者からの相談を受けた後、この同僚へのヒアリングや口頭注意を行ったものの、具体的な対策は講じていないため、通報内容について改善が見られないことを認めた。</p> <p>労働局は、「障害者が事業主に相談しても対応してもらえなかったこと」を放置などによる虐待と認め、この同僚への指導や再発防止のための環境整備を行うよう指導を行った。</p> <p>処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供した。</p>

経済的虐待が認められた事例	
通報・届出の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別: 知的障害 ・就労形態: 期間契約社員 ・事業所の規模: 100～299 人 ・業種: 医療、福祉業 <p>労働基準監督署による発見。 ある障害者の約定賃金(時間額)が、地域最低賃金を約 600 円下回っていた。</p>
労働局の対応	<p>労働基準監督署に最低賃金の減額特例の許可の申請があった際に、申請対象の障害者について確認したところ、半年以上にわたり、最低賃金の減額特例の許可を受けずに最低賃金未満の賃金を支払っていたことがわかり、指導を行った。</p> <p>虐待理由は、法の不知から、障害者であれば最低賃金を支払う必要はないと考えていたこと。</p> <p>労働局は経済的虐待を認めた。</p> <p>処理終了後、労働局は都道府県へ情報提供した。</p>